

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出
霧島市長 前田 終 止

記

- 1 対象施設名 霧島市牧園・横川地区し尿処理場
- 2 指定管理者 鹿児島県始良郡湧水町恒次字浜場8番地10
株式会社 三州衛生公社
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市牧園・横川地区し尿処理場の概要

- ① 施設名 霧島市牧園・横川地区し尿処理場
- ② 位置 霧島市牧園町宿窪田1516番地
- ③ 施設開始年度 平成11年度
- ④ 構造・面積 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
敷地面積：6,845㎡ 建物面積：1,678㎡
し尿処理量：36Kl／日
処理方式：膜分離高負荷脱窒素＋高度処理（※汚泥焼却方式）
- ⑤ 設置目的 霧島市の区域内で排出される（市長が特別に認めるものを含む。）
生し尿及び浄化槽汚泥を安全、安定的に処理し、環境衛生上支障のないように排出する。
- ⑥ 施設利用実績 生し尿：3,078k1（平成27年度実績）
浄化槽汚泥：7,696k1（平成27年度実績）
合計：10,774k1（平成27年度実績）

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
- 名称 株式会社 三州衛生公社
代表者 代表取締役 石川武則
所在 鹿児島県始良郡湧水町恒次字浜場8番地10
- ② 組織
- 設立年月日 昭和51年3月30日
資本金 1,000万円
従業員数 53人
主な事業内容
- ・し尿汲取り収集運搬業
 - ・浄化槽清掃収集運搬業
 - ・浄化槽維持管理業
 - ・資源ごみ収集運搬業
 - ・事業系ごみ収集運搬業
 - ・一般可燃ごみ収集運搬業
 - ・リサイクル事業
 - ・仮設トイレリース業
 - ・廃棄物処理施設運転管理業務

3 評点結果

(株)三州衛生公社
991点
指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（11人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

4 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会では、上記申請者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、株式会社 三州衛生公社を適当と認め、次の選定意見を取りまとめた。

（主な選定意見）

- ・豊富な知識をもった専門職員を配置していることや、危機管理の面において広域的に連携をしている点を評価した。
- ・従事者の確保について、霧島市内からの雇用確保や有資格者の養成等に力を入れている点を評価した。
- ・施設の運転方法やメンテナンス方法も熟知しており、これまでどおり適切な管理運営が期待できることやこれまでの管理実績（4年間）を評価した。
- ・地域住民の意見や環境整備等に適切に対応している点を評価した。
- ・専門的な施設であり、すべての面において充実していた点を評価した。